

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 359 号 / R2. 4. 8 発行

◆ 「持続化給付金」 (緊急経済対策) のご案内

4月7日に閣議決定された「緊急経済対策」において、「持続化給付金」が盛り込まれました。特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給するものです。

現在、制度の具体的な内容や条件について検討されており、詳細が分かり次第、お知らせいたします。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】

前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、

法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

◆ 新型コロナウイルス感染症 特別貸付等が拡充予定

○新型コロナウイルスの影響による売上減少に加え、既存の借入負担が重荷となっている事業者の返済負担を軽減するため、これまで低減利率(特利F-0.9%)の対象外であった**既存融資の借替部分にも当初3年間の低減利率が適用**できるようになります。

また、現在、政府が詳細を検討している「特別利子補給制度」の対象に、コロナマル経(別枠の1,000万円部分)も追加されます。

○融資枠が増えるの？

→低減利率でご利用いただける使いみちの**対象に借替部分が追加**されます。融資限度額の別枠1,000万円は変わりません。

○新たな資金は不要なため、既存融資の借替だけで申込みできますか。

→借替のみの申込みは、取扱っておりません。

○拡充後の融資制度はいつから始まるの？

→令和2年度補正予算の成立以降、準備が整い次第となります。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/明間、山本まで)。